

○出水市附属機関の設置に関する条例

平成30年3月23日

条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び所掌事務)

第2条 市長及び出水市教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称及び所掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

(委員)

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、学識経験者その他それぞれの附属機関の所掌事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、委嘱し、又は任命する。

2 委員の定数及び構成並びに任期は、別に定める。

3 市長等は、委員が委嘱され、若しくは任命されたときの要件を欠くに至ったとき、又は委員に特別の事情が生じたときは、その任期中であっても、これを解職することができる。

4 委員が辞職するときは、市長等の承認を得なければならない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の委員の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(部会及び下部組織)

第4条 附属機関は、その担任する事項のうち特定又は専門の事項について審査、審議、調査その他の手続を行わせるため必要があると認めるときは、別に定めるところにより部会又は下部組織を置くことができる。

(秘密を守る義務)

第5条 市長等は、委員又は委員であった者（特別委員若しくは専門委員又はこれらの委員であった者を含む。）に職務上知り得た秘密を漏らさないよう義務

を課することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(出水市行政改革推進委員会設置条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 出水市行政改革推進委員会設置条例（平成18年出水市条例第14号）
- (2) 出水市総合計画審議会条例（平成18年出水市条例第15号）
- (3) 出水市地域公共交通会議条例（平成28年出水市条例第7号）
- (4) 出水市特別職報酬等審議会条例（平成18年出水市条例第36号）
- (5) 出水市子ども・子育て会議条例（平成25年出水市条例第17号）
- (6) 出水市予防接種健康被害調査委員会設置条例（平成18年出水市条例第101号）
- (7) 出水市農林業振興対策会議条例（平成18年出水市条例第126号）
- (8) 出水市消防賞じゅつ金等審査委員会条例（平成18年出水市条例第173号）
- (9) 出水市いじめ問題等対応対策専門委員会条例（平成26年出水市条例第21号）
- (10) 出水市いじめ問題調査委員会条例（平成26年出水市条例第22号）
- (11) 出水市青少年問題協議会設置条例（平成18年出水市条例第194号）
- (12) 出水市スポーツ推進審議会条例（平成18年出水市条例第195号）
- (13) 出水市文化会館等運営審議会条例（平成18年出水市条例第206号）
- (14) 出水市歴史民俗資料館等運営審議会条例（平成29年出水市条例第9号）
- (15) 出水市文化財保護審議会条例（平成18年出水市条例第210号）
- (16) 出水市病院事業運営委員会条例（平成18年出水市条例第218号）
- (17) 出水市病院事業経営諮問会議条例（平成29年出水市条例第33号）

(教育長の任期中における経過措置)

第3条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長が従前の例により在職する場合にあっては、別表1 市長の附属機関の表出水市特別職報酬等審議会の項中「、副市長及び教育長」とあるのは「及び副市長」とする。

(附属機関等が行った手続に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の際現に別に定めるところにより設置された附属機関等が行った審査、審議、調査その他の手続は、この条例の施行の日(次条及び附則第6条において「施行日」という。)においてこの条例の規定による附属機関(次条において「新附属機関」という。)が行ったものとみなす。

(旧附属機関の廃止に伴う経過措置)

第5条 この条例の施行の際現に附則第2条の規定により廃止する附属機関(以下この条において「旧附属機関」という。)の委員である者は、施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、新附属機関の委員の任期は、施行日における旧附属機関の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(秘密を守る義務に係る経過措置)

第6条 この条例の施行の際現に次の表の左欄に掲げる附属機関の委員である者に係る同表の右欄に規定する秘密を守る義務の規定は、施行日後も、なおその効力を有する。

出水市空家等対策協議会	附則第16条の規定による改正前の出水市空家等対策の推進に関する条例(平成28年出水市条例第32号)第14条第3項
出水市いじめ問題等対応対策専門委員会	附則第2条の規定による廃止前の出水市いじめ問題等対応対策専門委員会条例第7条
出水市いじめ問題調査委員会	附則第2条の規定による廃止前の出水市いじ

(出水市自治基本条例の一部改正)

第7条 出水市自治基本条例（平成21年出水市条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(出水市男女共同参画推進条例の一部改正)

第8条 出水市男女共同参画推進条例（平成29年出水市条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(出水市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第9条 出水市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年出水市条例第54号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(出水市環境基本条例の一部改正)

第10条 出水市環境基本条例（平成18年出水市条例第105号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(出水市介護保険条例の一部改正)

第11条 出水市介護保険条例（平成18年出水市条例第109号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(出水市交通災害共済条例の一部改正)

第12条 出水市交通災害共済条例（平成18年出水市条例第112号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(出水市産業開発促進条例の一部改正)

第13条 出水市産業開発促進条例（平成18年出水市条例第116号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(出水市食料、農業及び農村基本条例の一部改正)

第14条 出水市食料、農業及び農村基本条例（平成23年出水市条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(出水市地方卸売市場条例の一部改正)

第15条 出水市地方卸売市場条例（平成18年出水市条例第130号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(出水市空家等対策の推進に関する条例の一部改正)

第16条 出水市空家等対策の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(出水市景観条例の一部改正)

第17条 出水市景観条例（平成22年出水市条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(出水市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正)

第18条 出水市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（平成18年出水市条例第172号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(出水市学校給食センター条例の一部改正)

第19条 出水市学校給食センター条例（平成18年出水市条例第182号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(出水市奨学条例の一部改正)

第20条 出水市奨学条例（平成18年出水市条例第183号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(出水市ツル博物館クレインパークいずみの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 出水市ツル博物館クレインパークいずみの設置及び管理に関する条例
(平成18年出水市条例第192号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(出水市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第22条 出水市青年の家の設置及び管理に関する条例(平成18年出水市条例
第193号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(出水市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第23条 出水市文化会館の設置及び管理に関する条例(平成18年出水市条例
第205号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(出水市音楽ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第24条 出水市音楽ホールの設置及び管理に関する条例(平成18年出水市条
例第207号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(出水市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第25条 出水市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例(平成18年出水
市条例第208号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(出水市出水麓歴史館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第26条 出水市出水麓歴史館の設置及び管理に関する条例(平成29年出水市
条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(出水市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正)

第27条 出水市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成18年出水市条例第2
11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(出水市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第28条 出水市報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年出水市条例第3

7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

別表(第2条関係)

1 市長の附属機関

名称	所掌事務
出水市自治基本条例推進会議	出水市自治基本条例の規定に基づく諸制度の運用状況等の調査を行い、その結果に基づき市長に意見を述べること。
出水市まち・ひと・しごと創生推進会議	(1) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(この項において「総合戦略」という。)について、調査及び審議をすること。 (2) 総合戦略に基づく施策及び事務事業の評価を行うこと。
出水市行政改革推進委員会	本市が行う行政改革を推進し、並びにこれに関連する事項について、調整し、及び審議すること。
出水市総合計画審議会	出水市総合計画について、調査し、及び審議すること。
出水市男女共同参画審議会	(1) 出水市男女共同参画推進条例第10条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画に関し、意見を述べること。 (2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策又は重要事項を調査審議すること。 (3) その他市長が必要と認める事項について、調査審議すること。
出水市地域公共交通会議	(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項について、協議すること。 (2) 本市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項について、協議すること。

	(3) その他出水市地域公共交通会議が必要と認める事項について、協議すること。
出水市特別職報酬等審議会	(1) 市議会議員の議員報酬及び政務活動費交付金の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額を改めようとする際に意見を述べること。 (2) その他特別職の報酬で市長が必要と認めるものについて、意見を述べること。
出水市公の施設指定管理者選定審議会	公の施設の指定管理者の選定等について、審議すること。
出水市公の施設民間移譲先選定委員会	公の施設を民間に移譲するに当たり、募集要項及び選定基準を策定した上で、移譲先の選定を行うこと。
出水市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務その他市長が必要と認める事務を処理すること。
出水市要保護児童対策地域協議会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第2項に規定する情報交換及び協議を行うこと。
出水市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号又は第2号の規定に基づき本市が実施する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所措置等について、審議すること。
出水市地域包括支援センター運営協議会	(1) 出水市地域包括支援センターの設置等並びに運営及び評価について、協議すること。 (2) 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成について、協議すること。
出水市高齢者虐待防止ネットワ	(1) 高齢者虐待の早期発見及び対応策について、協議すること。

<p>一ク推進協議会</p>	<p>(2) 高齢者虐待に関する防止策及び普及啓発活動について、協議すること。</p> <p>(3) 関係機関の連携の強化及び高齢者の権利利益の擁護について、協議すること。</p> <p>(4) その他養護者による高齢者虐待の防止等について、協議すること。</p>
<p>出水市高齢者生活支援推進協議会</p>	<p>(1) 生活支援コーディネーター（高齢者の生活支援・介護予防サービスの基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援等サービスの提供体制への構築に向けたコーディネート機能を果たす者をいう。）の組織的な補完について、協議すること。</p> <p>(2) 地域ニーズ及び地域資源（高齢者の生活支援・介護予防サービス等に活用することができる人材、組織及び団体等をいう。）の把握等について、協議すること。</p> <p>(3) 事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第5号に規定する事業をいう。この項において同じ。）の企画、立案及び方針について、協議すること。</p> <p>(4) 目指す地域の姿に対する意識の共有について、協議すること。</p> <p>(5) 多様な主体間の情報交換等について、協議すること。</p> <p>(6) その他事業の推進に必要な事項について、協議すること。</p>
<p>出水市障害者計画等検討委員会</p>	<p>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画の策定及び変更について、調査及び審議をすること。</p>
<p>出水市健康増進</p>	<p>(1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項</p>

計画「健康いずみ21」検討委員会	に規定する市町村健康増進計画として策定する出水市健康増進計画「健康いずみ21」（以下この項において「計画」という。）の策定及び変更について、調査及び検討をすること。 (2) 計画の進行管理及び評価について、検討すること。
出水市予防接種健康被害調査委員会	予防接種健康被害の発生に際し、当該事例について医学的見地から調査及び助言を行うこと。
出水市環境審議会	出水市環境基本条例（平成18年出水市条例第105号）第8条に規定する環境基本計画の策定その他環境の保全に関する基本的事項について、調査審議等をする事。
出水市環境にやさしいまちづくり推進協議会	ごみの減量化及び再資源化その他市長が必要と認める事項について協議すること。
出水市介護保険運営協議会	(1) 介護保険事業計画の検証、評価及び変更について、協議すること。 (2) 介護保険の運営に関する重要事項及び介護保険事業に関連する高齢者保健福祉事業について、協議すること。 (3) 地域密着型サービスについて、協議すること。
出水市地域福祉計画策定委員会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画の策定及び変更について、調査及び審議をすること。
出水市交通災害共済審査会	出水市交通災害共済条例（平成18年出水市条例第112号）第8条に規定する共済見舞金の支給に関する重要事項について、審査すること。
出水市産業開発促進審議会	(1) 出水市産業開発促進条例（平成18年出水市条例第116号）第4条第1項に規定する特別措置を適用する工場等の指定について、審議すること。 (2) 固定資産税の課税免除について、審議すること。

	(3) その他産業開発の促進に係る事項について、審議すること。
出水市農林業振興対策会議	(1) 出水市食料、農業及び農村基本条例（平成23年出水市条例第9号）第8条第1項に規定する食料、農業及び農村基本計画について、調査及び審議をすること。 (2) 農林行政の基本的な方策及び農林業関係事業計画について、調査及び審議をすること。 (3) その他農林業の振興の対策について、調査及び審議をすること。
出水市農業振興地域整備促進協議会	(1) 農業振興地域整備計画の策定に必要な基礎調査及び資料の収集を行うこと。 (2) 農業振興地域整備計画の策定及び変更について、協議すること。 (3) その他農業振興地域整備計画に基づく事業の実施に関する重要事項について、協議すること。
出水市農業農村整備事業環境情報協議会	農業農村整備事業の実施に当たっての環境調査の方法や配慮対策の基本的な内容等について、関係地区の調査及び検討並びに田園環境マスタープランとの整合性の検討を行い、客観的な立場から指導及び助言を行うこと。
出水市公設地方卸売市場運営協議会	(1) 出水市公設地方卸売市場（以下この項において「市場」という。）の運営について、協議すること。 (2) 市場における取引の合理化及び流通の円滑化並びに売買取引について、協議すること。
出水市高川ダム小水力発電設備建設推進委員会	高川ダム小水力発電設備の建設について、関係機関等との協議その他市長が必要と認めることについて、審議をすること。
出水市国営施設応急対策事業促進委員会	国営施設応急対策事業の実施について、関係機関等との協議その他市長が必要と認めることについて、審議をすること。

進協議会	
出水市空家等対策協議会	(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下この項において「法」という。）第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施について、協議を行うこと。 (2) 法第14条に規定する特定空家等に対する措置その他市長が必要と認めることについて、協議すること。
出水市景観審議会	良好な景観の形成に関する事項について、調査審議すること。
出水市消防賞じゅつ金等審査委員会	市に勤務する消防職員及び消防団員への賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の授与について、審査すること。
出水市いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果について、調査を行うこと。
出水市病院事業運営委員会	病院事業の運営に関する重要事項について、審議すること。
出水市病院事業経営諮問会議	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第16条による業務の執行に必要な指示に関する事項について、審議をすること。

2 出水市教育委員会の附属機関

名称	所掌事務
出水市教育事務点検評価会議	(1) 出水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う事務事業の点検及び評価について、意見を述べ、及び助言を行うこと。 (2) その他点検及び評価の在り方に関し必要な事項について、意見を述べること。
出水市いじめ問題等対応対策専	(1) いじめの防止等のための調査、研究及び有効な対策について、検討し、及び審議すること。

門委員会	<p>(2) 重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態をいう。）が発生した場合において、当該重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行うこと。</p> <p>(3) 児童等の自殺があった場合で詳細な調査が必要と認められるときに、学校が実施した基本調査等を基に詳細な調査を行うこと。</p>
出水市教育支援委員会	<p>(1) 特別支援教育諸学校への入学又は特別支援学級への入級若しくは通級による指導をする必要があると認められる幼児及び児童生徒の教育支援について、協議すること。</p> <p>(2) 就学の猶予及び免除の適否について、協議すること。</p> <p>(3) 小学校、中学校及び義務教育学校に在学中の継続した支援について、協議すること。</p> <p>(4) 特別支援教育の啓発について、協議すること。</p> <p>(5) その他就学相談及び教育支援について、協議すること。</p>
出水市学校給食センター運営審議会	<p>出水市学校給食センターの運営に関する重要事項について、審議すること。</p>
出水市東出水給食ブロック調理場運営委員会 出水市米ノ津東給食ブロック調理場運営委員会	<p>出水市学校給食ブロック調理場の運営に関する重要事項について、審議すること。</p>
出水市奨学生選考委員会	<p>(1) 奨学生となる者の候補者の選考をすること。</p> <p>(2) 奨学金の貸与申込者の人物、学業成績及び就学が困難な状況等の評価をすること。</p> <p>(3) その他教育委員会が必要と認める事項について、審議す</p>

	ること。
出水市ツル博物館クレインパークいずみ運営協議会	出水市ツル博物館クレインパークいずみの効率的な運営について、協議すること。
出水市青年の家運営委員会	出水市青年の家の運営の円滑化について、審議すること。
出水市青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条第1項各号に掲げる事務をし、並びに同条第2項の規定により市長及び関係行政機関に対し意見を述べること。
出水市スポーツ推進審議会	<p>(1) スポーツ基本法（平成23年法律第78号。この項において「法」という。）第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画について、調査審議すること。</p> <p>(2) 法第35条に規定する補助金の交付について、意見を述べること。</p> <p>(3) スポーツ施設（設備を含む。）の運営及び整備について、調査審議すること。</p> <p>(4) スポーツ指導者の育成について、調査審議すること。</p> <p>(5) スポーツ行事の実施及び奨励について、調査審議すること。</p> <p>(6) スポーツ団体の育成について、調査審議すること。</p> <p>(7) スポーツ事故の防止について、調査審議すること。</p> <p>(8) スポーツ水準の向上について、調査審議すること。</p> <p>(9) その他スポーツの推進について、調査審議すること。</p>
出水市文化会館等運営審議会	出水市文化会館及び出水市音楽ホールの運営について、審議すること。
出水市歴史民俗資料館等運営審	出水市歴史民俗資料館及び出水市出水麓歴史館の運営について、審議すること。

議会	
出水市文化財保護審議会	文化財の保存及び活用に関する重要事項について、調査審議し、及びこれらの事項について教育委員会に建議すること。
出水市伝統的建造物群保存地区保存審議会	出水市伝統的建造物群保存地区保存条例第2条第2号に規定する保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議すること。